

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

- 岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
（県例規集登載）

人事課

### 【告示】

- 特定施設の設置許可申請
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の指定
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止
- 保安林の指定施業要件の変更予定
- 道路の区域変更

環境管理課

障害福祉課

〃

〃

〃

治山課

道路整備課

### 【公告】

- 岡山県家畜人工授精講習会等の開催
- 都市計画の案の作成に関する公聴会の開催の中止

畜産課

都市計画課

### 【海区漁業調整委員会】

## 目次

担当課（室）

### 【正誤】

- 第五百二十七回岡山海区漁業調整委員会の開催
- 岡山県海面漁業調整規則に基づく聴聞の正誤

海区漁業調整委員会

総務学事課

◎岡山県規則第六十五号

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年九月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項に見出しとして「（岡山県職員退職手当支給条例施行細則の廃止）」を付する。

附則第三項及び第四項を削る。

附則第五項に見出しとして「（条例附則第三十二項ただし書に規定する規則で定める額）」を付し、同項を附則第三項とする。

附則に次の一項を加える。

（特定退職者に関する暫定措置）

4 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）附則第一条の四に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第四条の二及び第十六条第一項の規定の適用については、第四条の二中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）附則第一条の四の規定により読み替えられた同規則第三十六条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」と、第十六条第一項中「雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）」とあるのは「雇用保険法施行規則」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の規定は、令和二年五月一日以降に退職した者について適用する。

◎岡山県告示第四百八十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和二年九月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 フェニテックセミコンダクター株式会社

住所 井原市木之子町150番地

氏名 代表取締役社長 石井 弘幸

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 フェニテックセミコンダクター株式会社第一工場

所在地 井原市木之子町6833番地

# 令和2年9月15日 岡山県公報 第12228号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (171)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (172)	
能	力	シリコンウエハー 3枚/回		石英管洗浄 1本/回	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続24時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	0.002	0.002	0.55	1.1
	p H	11	11	4	4
	B O D (mg/L)	5	10	同左	
	C O D (mg/L)	5	10		
	S S (mg/L)	1	2		
	T - N (mg/L)	-	-		
	T - P (mg/L)	-	-		
	ふっ素 (mg/L)	-	-	1,540	1,540
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-	同左	

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。  
 2 当該施設から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

# 令和2年9月15日 岡山県公報 第12228号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	フッ酸処理施設				同左				
種 類 及 び 型 式	攪拌式				同左				
構 造	鉄製ゴムライニング×2基				同左				
主 要 寸 法	φ2,600mm×H3,050mm + φ3,000mm×H3,050mm				同左				
能 力	12m <sup>3</sup> /4時間+15m <sup>3</sup> /4時間				同左				
処 理 の 方 法	凝集沈殿, 吸着				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				同左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				同左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	断続24時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	119.72	151.13	119.72	151.13	120.27	152.23	120.27	152.23
	p H	4	4	5.8~8.6	5.8~8.6	同左			
	B O D (mg/L)	5	10	5	10				
	C O D (mg/L)	5	10	5	10				
	S S (mg/L)	1.0	3.0	<1.0	<1.0				
	油 分 (mg/L)	-	-	-	-				
	T - N (mg/L)	210	250	210	250				
	T - P (mg/L)	16	20	0.1	0.6				
	ふっ素 (mg/L)	1,540	1,540	6.4	7.8				
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	210	250	210	250					

備考 汚水等の処理施設で処理された汚水等は, 公共下水道に排除される。

# 令和2年9月15日 岡山県公報 第12228号

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	中和処理施設ラインミキサー				同左				
種 類 及 び 型 式	ラインミキサー				同左				
構 造	硬質塩ビ配管経路				同左				
主 要 寸 法	φ 65mm × 320mm (攪拌部分)				同左				
能 力	30m <sup>3</sup> /時間				同左				
処 理 の 方 法	自動pH調整				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				同左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				同左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	521.62	592.48	521.62	592.48	522.172	593.582	522.172	593.582
	p H	3~5	3~5	6~8	6~8	同左			
	BOD (mg/L)	30	60	30	60				
	COD (mg/L)	30	60	30	60				
	S S (mg/L)	1	3	1	3				
	油 分 (mg/L)	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0				
	T-N (mg/L)	130	230	130	230				
	T-P (mg/L)	2	5	2	5				
	ふっ素 (mg/L)	4.5	7.8	4.5	7.8				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	105	185	105	185					

備考 汚水等の処理施設で処理された汚水等は、公共下水道に排除される。

# 令和2年9月15日 岡山県公報 第12228号

(5) 排水口に関する事項  
変更無し

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和2年9月15日から同年10月6日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び井原市役所

◎岡山県告示第四百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年九月十五日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	指定年月日
すざい薬局	赤磐市周匝728-4	R2.7.5



◎岡山県告示第四百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

令和二年九月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
すざい薬局	赤磐市周匝728-2	R2.7.5

◎岡山県告示第四百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

令和二年九月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	指定年月日
医療法人睦会	赤磐市長尾15	老人保健施設ひかり苑	赤磐市長尾161	R2.7.1

◎岡山県告示第四百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和二年九月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護支援事業者	株式会社ニチャイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	ニチャイケアセンター矢掛	小田郡矢掛町小林78-1	R2.7.31

◎岡山県告示第四百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和二年九月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かんよう</sup>

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

# 令和2年9月15日 岡山県公報 第12228号

◎岡山県告示第四百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年九月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四八二号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
真庭市蒜山吉田字仲田三三四番二地先から 真庭市蒜山吉田字ビクニ寺一五〇番一地 先を経て 真庭市蒜山吉田字下田七七番地先まで	新	九・〇 三・五	六二〇・〇
真庭市蒜山吉田字仲田三三四番二地先から 真庭市蒜山吉田字下田七七番地先まで	旧	八・〇 二・一	五六八・三
真庭市蒜山吉田字下田七七番地先まで	新	九・〇 三・五	六二〇・〇

〔四二〇〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号。以下「法」という。）第六條第二項の規定による岡山県家畜人工授精に関する講習会及び岡山県家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。なお、家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会は、開催しない。

令和二年九月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 講習の対象となる家畜の種類

牛

二 開催期日及び実施場所

1 岡山県家畜人工授精に関する講習会

令和二年十一月二十四日（火曜日）から同年十二月二十三日（水曜日）まで

真庭市蒜山西茅部六三二 公益財団法人中国四国酪農大学校

ただし、講習の一部は、岡山県農林水産総合センター畜産研究所（久米郡美咲町北二二七二）で実施する。

2 岡山県家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会

令和三年一月五日（火曜日）から同月二十九日（金曜日）まで

真庭市蒜山西茅部六三二 公益財団法人中国四国酪農大学校

三 受講資格

次に掲げる条件を満たす者であること。

1 岡山県内に住所を有する者であること。

2 岡山県家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会については、家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格した者であること。

四 受講定員

三十名ずつ。ただし、受講希望者が多数の場合は、別に選別を行うことがある。

五 受講申込み

1 提出先及び提出書類

講習を受けようとする者は、所定の受講申請書に次に掲げる書類を添付して、住所地を所管する県民局農林水産事業部農畜産物生産課に提出すること。

(1) 戸籍謄本、戸籍抄本、本籍の記載のある住民票の写し又は住民票記載事項証明書

(3)(2) 履歴書（顔写真を貼り付けたもの。）  
家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格していることを証する書面（岡山県家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の受講を申請する場合に限る。）

2 受付期間

令和二年九月十五日（火曜日）から同年十月十五日（木曜日）まで。なお、郵送の場合は、同日の消印のあるものまで受け付ける。

六 受講料

次の額に相当する額の岡山県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納付すること。

- 1 岡山県家畜人工授精に関する講習会  
うち、一部の科目の受講を免除されている者  
一八、九六〇円  
七、五七〇円
- 2 岡山県家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会  
二五、三六〇円

七 その他

- 1 講習会を修了した者については、修業試験を行う。
- 2 岡山県家畜人工授精に関する講習会及び岡山県家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の両方を併せて受講することはできない。
- 3 講習会の実習等を行う場所への移動に当たり、車等での移動を要する場合があるため、各自で交通手段を準備すること。
- 4 新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑み、やむを得ず開催中止となる場合もある。
- 5 講習会についての詳細は、岡山県農林水産部畜産課（電話〇八六一二二六一七四三一）へ問い合わせること。

令和2年9月15日 岡山県公報 第12228号

〔四二一〕令和二年八月四日付けで公告した次の都市計画の案の作成に関する公聴会については、意見書の提出がなかったため、開催を中止する。

令和二年九月十五日

中止する公聴会

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

浅口広域都市計画道路の変更	公聴会に係る都市計画の案
令和二年十月二日午後一時から	公聴会の日時
浅口市鴨方町六条院 中三〇五〇 浅口市 役所三階第一会議室	公聴会の場所



◎岡山海区漁業調整委員会公示第四号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百二十七回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和二年九月十五日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一日時

令和二年九月二十九日（火）

午後一時三十分から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリティまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 岡山県海面漁業調整規則の改正について

第二号議案 岡山県漁業許可方針及び取扱方針の策定について

〔三八〕 令和二年七月十七日付け公布岡山県公告（岡山県海面漁業調整規則に基づく聴聞）に誤りがあった。

一・終わりが ら七	頁・行
山 鹽 政 人	誤
山 脇 政 人	正